



平成 23 年 8 月 3 日

各 位

株 式 会 社 マ ク ロ ミ ル
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 杉 本 哲 哉
(コ ー ド 番 号 : 3730 東 証 一 部)
問 合 せ 先 : 上 席 執 行 役 員 CFO 木 原 康 博
電 話 番 号 : (03) 6716 - 0700 (代 表)

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 3 日開催の当社取締役会において、2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本日付で「自己株式の消却に関するお知らせ」「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」及び「2012-2014 年 株式会社マクロミル中期経営計画」を公表しておりますので、併せてご参照ください。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は、国内ネットリサーチ事業の基盤を磐石にし、企業価値向上と業容の拡大を目指すべく、平成 22 年 8 月をもってヤフーバリューインサイト株式会社（現ヴィープス株式会社）のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により承継し、新マクロミルをスタートさせて以来、全社一丸となって経営統合を進め、これを完了いたしました。

これに加え、消費者購買データの収集・販売を目的とする新会社「株式会社エムキューブアンドアソシエイツ」の設立や、中国上海市においてネットリサーチ事業の提供を行う新子会社「明路市場調査（上海）有限公司（英文名称：MACROMILL China, INC.）」の設立等、ネットリサーチ周辺領域の拡充や海外展開の体制づくりにも努めてまいりました。

当社は、ネットリサーチ業界のリーディングカンパニーとして持続的な成長を続けるとともに、新たな成長軌道の確立を目指すべく挑戦を続けるために、中期経営計画を本日発表いたしました。具体的には、「国内マーケティングリサーチ事業の更なる強化」、「新たな事業ドメインやイノベーションの創出」、「本格的な海外展開の加速」という 3 つの最重要経営課題に取り組んでゆくことで、お客様の期待に応え、企業価値の向上を図ってまいります。

環境の変化に対応し、IT 企業として持続的な成長を続けるためには、スマートフォン関連分野に代表されるような最先端の IT 領域において研究開発等の先行投資を行い、新たな事業ドメインやイノベーション創出のための技術・知見を獲得する必要があります。また、アジアを中心とした海外事業展開も重要な課題と考えており、ネットリサーチのみならず IT×マーケティング領域におけるグローバルカンパニーを目指した事業投資や M & A の推進による非連続の企業成長も追求してゆきたいと考えています。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

そのためには、これからの3年間を戦略投資期間として位置づけ、将来に向けた基盤強化のための上記取り組みを全力で行ってまいります。

これら企業価値の最大化に向けた新たな取り組みを後押しするため、当社は、戦略投資資金のなお一層の確保が必要と判断し、本新株予約権付社債発行による低コストの負債性資金の調達を決定いたしました。また、同時に、財務戦略上資本コストの低減と資本効率の向上が期待される自己株式取得を実施することも決定しています。

本新株予約権付社債発行は、海外投資家層の拡充及び当社株式の流動性向上に繋がるだけでなく、海外での当社認知度の向上にも大きく寄与するものと思われます。また、本日付で発表のとおり、過去に取得した自己株式の消却、本新株予約権付社債発行に併せた新たな自己株式取得の実施、配当額の増加（増配）等の総合的な株主還元を行うことで、既存投資家層の期待にも応えてまいります。

今後も、当社は財務体質の柔軟性及び資本効率の向上を図りながら、より一層の企業価値向上に取り組んでゆく所存です。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による発行手取金の資金使途は、以下を予定しております

資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行に向けた、自己株式の取得資金 25億円

以下に掲げる事項を含む、「新たな事業ドメインやイノベーションの創出」のための研究・開発、事業投資資金及び「本格的な海外展開の加速」のための事業投資資金、M & A資金 24.4億円

- ・中国・韓国及びアジア地域におけるM & Aやアライアンス
- ・アジア地域におけるグローバル統括会社の設立に係る検討を含む事業推進活動資金
- ・グローバル進出のためのマルチ言語対応の次世代型グローバル AIRs（自動調査システム）開発及びマルチデバイス対応資金
- ・スマートフォンを始めとする新しいアプリケーションとプラットフォームの研究・開発資金
- ・国内外におけるIT×マーケティング領域への進出に向けた事業投資やM & Aの推進

なお、自己株式取得は市場環境等を鑑みつつ行ってゆく予定であるため、買付金額の総額が上記の金額に達しない可能性があります。その場合、本資金調達（本新株予約権付社債の発行を意味します。以下同じです。）による発行手取金を、の成長資金として充当する可能性があります。

【本スキーム（本新株予約権付社債発行及び自己株式取得）の狙い】

「新たな事業ドメインやイノベーションの創出」、「本格的な海外展開の加速」に向けた戦略投資資金の確保と資本効率向上を検討する中で、本新株予約権付社債の発行及び自己株式取得による資本再構成の実施が、当社の企業価値増大につながる有効な財務スキームであると考えております。

第一に、本新株予約権付社債については、時価を上回る水準に転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を抑制し、既存株主の皆様へ配慮した設計となっております。

また、本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンでの発行となるため、当社にとって社債としての金利

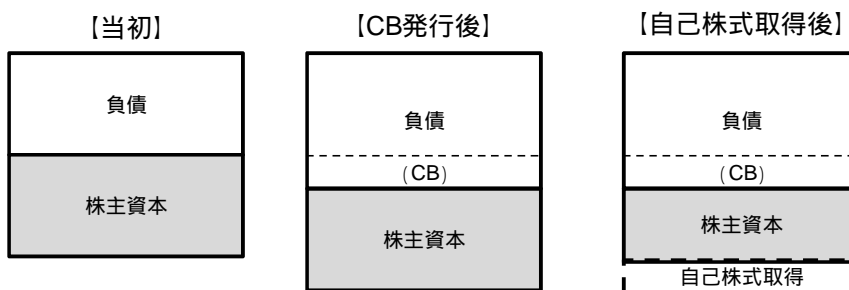
ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

負担がなく、資金の内部留保を確保できると共に、株式への転換が可能であるため、今後積極的な事業展開を目指す当社にとっては良好な財務体質を保持する上で、最適な資金調達方法であると考えております。

第二に、自己株式取得の実施については、本新株予約権付社債で調達した資金の一部を原資として自己株式取得を行うことにより、将来の潜在株を含めた発行済株式数の増加を抑制し、自己資本利益率（ROE）の上昇といった資本効率の向上及び一株当たり当期純利益（EPS）の拡大が可能になると考えております（以下の概念図をご参照下さい）。

具体的には、本日、2011年8月3日、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を25億円とする自己株式取得枠の設定を決議しており、本新株予約権付社債の発行手取金のうち約25億円を、自己株式取得に充当する予定です。

本スキームの概念図
 （新株予約権付社債（CB）の発行と自己株式取得）



負債の増加（ゼロ・クーポンでの発行による低利資金調達）

株主資本の減少（自己株式取得による資本の減少）

以上の実施により見込まれる効果

- ・ 負債増加、資本減少による資本コストの低減
- ・ 資本減少による自己資本利益率（ROE）の向上
- ・ 実質的な発行済株式数減少による一株当たり当期純利益（EPS）の増加

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社債の名称
株式会社マクロミル 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の払込金額
本社債の額面金額の 100.0% (各本社債の額面金額 1,000 万円)
3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 社債の払込期日及び発行日
2011 年 8 月 19 日 (ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募集に関する事項
 - (1) 募集方法
Deutsche Bank AG, London Branch (以下「幹事引受会社」という。)を単独主幹事引受会社兼単独ブックランナーとする総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。
 - (2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)
本社債の額面金額の 102.5%
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式(単元株式数 100 株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2) 発行する新株予約権の総数
500 個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数
 - (3) 新株予約権の割当日
2011 年 8 月 19 日
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
 - (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況その他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値(以下に定義する。)(以下「基準価格」という。)に 1.1 を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の終値)をいう。
 - (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式に

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

より調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新発行・ 処分株式数}}{\text{時}} \times \frac{1 \text{株あたりの 払込金額}}{\text{価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2011 年 9 月 2 日から 2014 年 8 月 5 日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、下記 7(4)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで（但し、下記 7(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

下記 7(6)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また下記 7(7)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2014 年 8 月 5 日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記 7(5)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の 14 日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、当社の組織再編等（下記 7(4)(二)に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする（繰上償還がされる場合を除く。）かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記6(8)(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記6(4)(ハ)と同様の調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）又は上記6(8)(イ)の地位の承継がされた日のいずれか遅い方の日から、上記6(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記 7(5)と同様に取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(八) 当社は、上記6(8)(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

50 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2014 年 8 月 19 日（償還期限）に本社債の額面金額の 100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) 120%コールオプション条項による繰上償還

2012 年 8 月 20 日（日本時間）以降 2014 年 8 月 5 日までのいずれかの期間において、当社普通株式の VWAP（以下に定義する。）が、20 連続取引日（以下に定義する。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の 120%以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債者に対して当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に、45 日以上 60 日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、当社が下

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記 7(4)(ホ)又は 7(4)(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合は、以後本(イ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。なお、「VWAP」とは、各取引日において取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格をいう。また、「取引日」とは取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、45 日以上 60 日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をしたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が下記 7(4)(ホ)又は 7(4)(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合は、以後本(ロ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 45 日以上 60 日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をしたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。但し、当社が下記 7(4)(ホ)又は 7(4)(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合は、以後本(ハ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

(ニ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、45 日以上前に通知した上で（かかる通知は、当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日以降実務上可及的速やかに行うものとする。）当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還することができる。上記償還に適用される償還金額は、上記 6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 160%とする（但し、償還日が 2014 年 8 月 6 日以降、2014 年 8 月 18 日ま

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

でとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。) かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記 6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもののいずれかの承認決議が採択されることをいう。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、公開買付けに係る受渡しがされた直後において公開買付者が保有する当社普通株式の数と、適用ある取引所の規則において定める他者により保有される当社普通株式の数が当該公開買付けが行われた事業年度の末日まで変わらないと仮定した場合に、公開買付者が当該公開買付けによる当社普通株式その他のエクイティ証券の取得により取得した当社普通株式の数が、当社普通株式の上場廃止を来す数である場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けにおける最初の決済日から 14 日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記 7(4)(二)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 160%とする。但し、償還日が 2014 年 8 月 6 日以降、2014 年 8 月 18 日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ホ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が、取引所による上場廃止の決定日又は当該公開買付けにおける最初の決済日から 180 日後のいずれか早い方の日より前に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該日から 14 日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

(ヘ) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知にお

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

いて指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記 7(4)(二)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 160%とする。）（但し、償還日が 2014 年 8 月 6 日以降、2014 年 8 月 18 日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

(ト) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、組織再編等の効力発生日の東京における 5 営業日前に、その保有する本社債を額面金額の 100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、上記繰上償還日に先立つ 20 日以上 60 日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還請求書とともに新株予約権行使受付代理人に預託することを要するものとする。

(チ) 組織再編等と繰上償還条項の優先順位

当社が上記7(4)(イ)ないし7(4)(ヘ)に基づき本社債全てを繰上償還する旨の通知を行った場合、上記7(4)(ト)に基づく本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還の通知に優先する（当社が上記7(4)(イ)ないし(ヘ)に基づく通知を行った時間的前後を問わない）。本新株予約権付社債権者が上記7(4)(ト)に従い繰上償還の通知を行った後、当社が上記7(4)(イ)ないし7(4)(ヘ)に従い本社債を繰上償還する旨の通知を行った場合、当該本新株予約権付社債券は本新株予約権付社債の要項に定める支払いのために提出されたものとみなす

本新株予約権付社債権者が上記7(4)(ト)に従い繰上償還の通知を行った場合、当該通知による繰上償還請求は、上記7(4)(二)に従い、承継会社等（上記6(8)(イ)に定義する。）をして本新株予約権付社債及び信託証書の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させる当社の義務に優先するものとする。

組織再編等が発生した場合、受託会社及び本新株予約権付社債権者はいずれも、上記6(8)(イ)に従い、承継会社等をして本新株予約権付社債及び信託証書の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるか、又は上記7(4)(二)の記載に基づき繰上償還をするか（この場合、上記6(8)(イ)記載の義務は適用がないものとする。）について、当社に指示する権利又は権限を有しない。かかる決定は当社のみが行うものとする。

(5) 当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、2014 年 5 月 7 日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得する旨を通知（以下「取得通知」という。かかる通知は撤回することができない。）することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から 60 日以上 75 日以内の日とする。但し、取得通知の日以降取得日までに債務不履行事由が生じた場合、取得日に取得が完了していない限り、取得通知は無効となり、下記 7(7)を適用する。当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は当社普通株式が取得日において取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債権者の保有する本新株予約権付社債につき、(i) 取得通知をした日の翌日から起算して 5 取引日目の日に始まる 20 連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたとであろう数の当社普通株式、及び(ii) 各本新株予約権付社債権者の保有する本社債の額面金額相当額から(i)の株式数に1株当りの平均 VWAP (以下に定義する。)を乗じて得られる額を差し引いた額(正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。)に相当する現金をいう。

「1株当りの平均 VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から起算して 5 取引日目の日に始まる 20 連続取引日に含まれる各取引日において取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該 20 連続取引日中に上記 6(4)(八)記載の転換価額の調整事由が発生した場合、1株当りの平均 VWAP も適宜調整される。

当社が上記 7(4)(ホ)又は上記 7(4)(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合は、以後本(5)に基づく取得通知はできなくなる。

(6) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(7) 期限の利益の喪失

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、契約違反、当社又はその主要子会社についての元本 5 億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、支払い停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量、元本総額の 4 分の 1 以上を保有する本新株予約権付社債権者からの書面による請求又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額の 100%に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、下記 7(10)記載の主支払代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀行によって提示される、債務不履行の日の午前 11 時現在の 3 ヶ月円預金に係るオフアード・レートと等しいものとして、当該主支払代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額をいう。

(8) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(10) 新株予約権付社債に係る主支払・新株予約権行使請求受付代理人

Deutsche Bank AG, Hong Kong Branch

(11) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Deutsche Bank Luxembourg S.A.

(12) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(13) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

8. 上場取引所
本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。
9. その他
当社株式に関する安定操作取引は行わない。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

<ご参考>

1. 調達資金の用途

(1) 今回の調達資金の用途

本新株予約権付社債発行による発行手取金の資金用途は、以下を予定しております

資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行に向けた、自己株式の取得
資金 25億円

以下に掲げる事項を含む、「新たな事業ドメインやイノベーションの創出」のための研究・開発、
事業投資資金及び「本格的な海外展開の加速」のための事業投資資金、M & A資金 24.4億円

- ・中国・韓国及びアジア地域におけるM & Aやアライアンス
- ・アジア地域におけるグローバル統括会社の設立に係る検討を含む事業推進活動資金
- ・グローバル進出のためのマルチ言語対応の次世代型グローバル AIRs (自動調査システム) 開発
及びマルチデバイス対応資金
- ・スマートフォンを始めとする新しいアプリケーションとプラットフォームの研究・開発資金
- ・国内外におけるIT×マーケティング領域への進出に向けた事業投資やM & Aの推進

なお、自己株式取得は市場環境等を鑑みつつ行っていく予定であるため、買付金額の総額が上記の
金額に達しない可能性があります。その場合、本資金調達による発行手取金を、の成長資金として充
当する可能性があります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本新株予約権付社債はゼロ・クーポンでの発行であり、本新株予約権付社債に伴う金利負担は
ありません。調達資金を今後の成長資金として一部充当することにより、当社の将来の収益拡
大等につながると考えております。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、企業価値の向上により株主価値を高めることを第一義的な株主還元とさせていただくとともに、安定的な配当を実施し、期間収益を適切に利益還元させていただくことを基本的な方針としております。内部留保資金につきましては、将来の事業規模拡大、機動的なM & A等の財務政策発動、急激に変動する事業環境への備え等を勘案し、企業価値向上に向けて有効活用してまいります。また、配当につきましては、連結配当性向 30%を目安として、業績や事業環境の変化に応じて、積極的に株主の皆様へ還元してゆく所存であります。このような状況の中で、当期の1株あたりの配当額は21円（中間配当10円＋期末配当11円）を予定しております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成21年6月期	平成22年6月期	平成23年6月期
1株当たり連結当期純利益	7,431.26円	10,182.23円	38.50円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	3,300円 (1,500円)	3,300円 (1,500円)	19円 (7.5円)
実績連結配当性向	44.4%	32.4%	49.4%
自己資本連結当期純利益率	17.4%	19.2%	12.6%
連結純資産配当率	7.7%	6.5%	5.9%

- (注) 1. 当社は平成23年1月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき200株の割合をもって分割しているため、平成23年6月期については株式分割後の株数にて算出しております。
2. 平成23年6月期の配当は、記念配当(1株当たり2.5円)を含みます。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定なため、算出しておりません。本新株予約権付社債の発行条件等の決定をお知らせする際に、併せてお知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

ヤフーバリューインサイト株式会社(ヤフー連結子会社)のマーケティングリサーチ事業を株式会社マクロミルが承継する吸収分割

発行期日	平成22年8月1日
当該吸収分割による発行株式数	22,992株
募集または割当方法 (割当先)	吸収分割による株式割当 ヤフーバリューインサイト株式会社
株式割当後資本金	1,597,858,236円
株式割当後資本準備金	4,838,783,896円

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

第三者割当による株式発行

発行期日	平成22年6月1日
当該第三者割当による発行株式数	10,000 株
発行価額	1 株につき133,500 円
調達資金の額	1,335,000,000 円
募集または割当方法 (割当先)	第三者割当 ヤフー株式会社
増資後資本金	1,597,858,236 円
増資後資本準備金	1,631,399,896 円

過去3決算期間及び直前の株価の状況

	平成 21 年 6 月期	平成 22 年 6 月期	平成 23 年 6 月期	平成 24 年 6 月期
始 値	152,000 円	107,500 円	131,000 円	831 円
高 値	155,000 円	176,000 円	1,248 円*	949 円
安 値	80,700 円	97,000 円	115,000 円	831 円
終 値	107,400 円	132,500 円	829 円*	871 円
株価収益率	14.45 倍	13.01 倍	21.5 倍	-

- (注) 1. 当社は、平成23年1月1日付で普通株式1株を200株にする株式分割を行ったことから、平成23年6月期の株価のうち*印が付いているもの及び平成24年6月期の株価については、当該株式分割後の株価を示しております。
2. 平成24年6月期の株価については、平成23年8月2日(火)現在で記載しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

(3) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、Deutsche Bank AG, London Branchの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券等の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、本新株予約権付社債の発行、新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社又は当社の関係会社の役員若しくは従業員に対するストックオプションの付与その他法令上の要請に基づく当社普通株式の発行を除きます。)を行わないことを合意しております。

なお、Deutsche Bank AG, London Branchは、その裁量で、当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除し、又は上記の制限期間を短縮する権限を有しております。

株式会社パニラスカイ及び当社の代表取締役会長兼社長杉本哲哉は、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、Deutsche Bank AG, London Branchによる事前の書面による承諾を得ることなく、同社及び同人が保有している当社株式の譲渡その他の処分(ただし、下記(5)に記載の株券貸借に関する契約に基づく株券貸借を除きます。)を行わないことを合意しております。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

上記 及び の各期間満了後は、上記の各行為を行うことができるようになりますが、当該行為が行われた場合には、当社普通株式の市場価格はその影響を受ける可能性があります。

(4) ヤフー株式会社との関係について

当社はヤフーグループが中長期的に当社株式を継続保有することにつき、その意思を確認しており、ヤフーグループの持分法適用関連会社としての状態を維持することになっております。本新株予約権付社債発行後も、ヤフーグループによる持分は引き続き 20%以上となり業務提携関係に変わりはありません。

(5) 株券貸借取引に関する契約

当社株式を保有する株主 5 名は、Deutsche Bank AG, London Branch の関連会社であるドイツ証券株式会社との間で、あわせて 1,000,000 株の当社普通株式の株券貸借取引契約を締結する予定です。また、株券貸借取引の実行は、平成 23 年 8 月 3 日の本書面公表後を予定しております。

以 上

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。